

ID: 1691

担当部署: 都市建設課

処分の概要	跡地等管理等協定の締結の認可及び変更認可
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第111条第4項(第113条において準用する場合を含む。)
法令番号	平成14年法律第22号
【基準】 法第111条及び第112条の規定による。 (跡地等管理等協定の締結等) 第111条 市町村又は都市再生推進法人等(第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第115条第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。))又は景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(第116条第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。))をいう。以下同じ。))は、立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内の跡地等(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第3条第1項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。))を適正に管理し、又は跡地(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第3条第1項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。))における緑地等の整備等をするため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定(以下「跡地等管理等協定」という。))を締結して、当該跡地等に係る跡地等の管理等を行うことができる。 (1) 跡地等管理等協定の目的となる跡地等(以下この条において「協定跡地等」という。) (2) 協定跡地等に係る跡地等の管理等の方法に関する事項 (3) 協定跡地等に係る跡地等の管理等に必要な施設の整備に関する事項 (4) 跡地等管理等協定の有効期間 (5) 跡地等管理等協定に違反した場合の措置 2 跡地等管理等協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならない。 3 跡地等管理等協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 (1) 立地適正化計画に記載された第81条第16項に規定する事項に適合するものであること。 (2) 協定跡地等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 4 都市再生推進法人等が跡地等管理等協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (跡地等管理等協定の認可) 第112条 市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 跡地等管理等協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日